

(案)

介護保険法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集
に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 12 月 17 日
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令案について、令和7年10月21日から令和7年11月21日まで御意見を募集したところ、20件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
所得額の算定等について特例を設けて制度ごとに異なることとするのは、制度をいたずらに複雑化し、望ましくない。したがって、このような特例は、激変緩和措置としての時限的なものとすべきである。	今般の改正は、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うものです。よって、令和8年度の保険料の算定のみに限り適用するものであり、御意見として承ります。
本政令案に賛成します。令和7年度の給与所得控除の引き上げは、物価上昇や就業調整への対応として重要な措置ですが、介護保険制度においては、所得段階の変動による保険料収入の減少という副次的な影響が懸念されます。今回の改正により、税制改正の影響を一時的に遮断し、従前と同様の基準で保険料段階を判定する特例を設けることは、保険者の責めに帰さない収入不足を防ぎ、制度の安定運営を支える有効な措置と評価します。制度の公平性と持続可能性を守るために、税制と社会保険制度の接点における調整を丁寧に行う姿勢に賛意を表します。今後も制度間の整合性と市民の納得感を両立させる制度設計を期待します。	御意見として承ります。
今回の介護保険料の算定方法の見直しについて、制度の公平性の面から疑問を感じています。 令和7年度の税制改正によって、これまで課税世帯だった人が非課税世帯となる可	介護保険制度においては、原則3年を1期とするサイクルで、市町村において保険料収入を見込んだうえで事業運営を行っているところであり、現在の第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）において、保

能性があります。私の親もそのような収入層にあたり、今回の改正で保険料の負担がどうなるのか、不安を感じています。 非課税になるということは、税制上も生活に余裕がないと判断されたということです。そのような世帯に対して、保険料の算定で課税世帯と同じように扱われるのは、やはり不公平ではないでしょうか。 また、今回の改正が施行令で定められることで、全国の市町村が一律に対応しなければならなくなりますが、実際にその準備が間に合うのかも心配です。システムの改修や事務の対応には時間も費用もかかるはずです。 国が一定の基準を設けることは必要だと思いますが、今回のような変更は「できる規定」にして、市町村が地域の実情に応じて判断できるようにする方が、柔軟で現実的だと感じます。 制度の公平性と、現場の負担、そして生活者の視点を考慮した対応をお願いしたいと思います。（ほか同様の意見が12件）	険者の責めに帰さない保険料収入不足により、事業運営に支障が出る事態を避ける必要があるため、当該収入不足を可能な限り防ぐべく、介護保険の第1号保険料への令和7年度見直しによる影響を受けないように、介護保険の第1号保険料の所得基準について、遮断する必要があることから、令について所要の改正を行うものです。 今回の遮断策は、令和7年度税制改正がなされなかった場合と同等の保険料負担となるようにする措置であるところ、所得等が変わらない場合、税制改正前後で保険料負担が変わるものではございません 各市町村において、システム改修や保険料賦課事務が行われるよう、令和7年9月29日の社会保障審議会介護保険部会において議題としてあげた上で、見直しの方向性をお示ししたところであり、引き続き、必要な情報提供に努めてまいります。 また、令和7年度税制改正への対応は、第1号保険料の低所得者軽減措置にも影響が出るところ、一律に実施する必要がございます。 引き続き、制度の持続可能性等に配慮しつつ、適切に対応してまいります。
給与所得控除額が増えることにより、介護保険の段階が下がる層があり、保険料の総額が減ることを防ぐための考慮と理解しましたが、日本全体で給与の上昇率は勘案してのことでしょうか。保険者あるいは国全体として保険料額が下がってしまうエビデンスや検討内容は厚生労働省のHP等で確認できますでしょうか。教えてください。	令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応については、令和7年9月29日の社会保障審議会介護保険部会において議題としてあげた上で、見直しの方向性をお示したところです。 引き続き、制度の持続可能性等に配慮しつつ、適切に対応してまいります。
令和7年度税制改正により保険料収入が減少する可能性については懸念されるところではありますが、保険料の算定において市町村民税非課税者を課税者とする特例を設けることは、被保険者の理解を得るのが難しく、市町村における賦課業務や窓口対応等、混乱を招く恐れが高いため、今回の改正案は見送って欲しいと切に願います。	介護保険制度においては、原則3年を1期とするサイクルで、市町村において保険料収入を見込んだうえで事業運営を行っているところであり、現在の第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）において、保険者の責めに帰さない保険料収入不足により、事業運営に支障が出る事態を避ける必要があるため、当該収入不足を可能な限り防ぐべく、介護保険の第1号保険料への令

・市町村民税が非課税なのに保険料が高いと相談があった場合に、市町村民税の課税の仕組みに加えて、今回の特例の説明を行うことになり、説明にかかる対応時間がかなり長くなり、負担が増えることが心配です。 ・住所地特例者や転入者等については、この特例は適用しないとされていますが、市町村民税の申告内容が同じであったとしても保険料額に違いが出る可能性があることも、さらに賦課業務を複雑なものにする心配です。 また、介護保険料の算定にのみ課税者とする特例を適用させることも、混乱の原因になると考えます。高額介護サービス費や利用者負担等の保険料以外の制度には適用しないとされていますが、同じ被保険者でも、保険料は課税者扱いで負担限度額認定等は非課税者として扱うという特例は、同じ介護保険制度の中においても取り扱いが異なることとなり、業務を更に複雑なものにし事務負担の増加に直結します。 令和7年度の税制改正による保険料収入の減少については第10期保険料で対応する等、業務システム標準化の対応にも追われている中、介護保険制度の複雑さによる混乱や事務負担の増加を招かない方法を、再考していただきますようお願いします。	和7年度見直しによる影響を受けないように、介護保険の第1号保険料の所得基準について、遮断する必要があることから、令について所要の改正を行うものです。 住所地特例や転入者等に特例を適用しないこと、介護保険料の算定にのみ課税者とする特例を適用させることについて、自治体におけるシステム改修の影響や令和7年度税制改正により所得が増え、保険料段階が下がりうる者の影響範囲等を踏まえ、対応するものです。 引き続き、制度の持続可能性等に配慮しつつ、適切に対応してまいります。
--	--

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。